

# 平成29年4月1日から松山市スポーツ大会・合宿等開催助成金の制度が変わります。

## 改正1: 助成対象経費の見直し



助成対象経費をスポーツ大会にかかる経費とスポーツ合宿等にかかる経費に分け、実費負担となるような経費は対象外となりました。

スポーツ大会・合宿等 助成対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場費</li> <li>○機材・バス等借上費</li> <li>○看板・ポスター等の制作費</li> <li>○資料印刷費            など、大会の開催に要する経費</li> </ul> <p>※懇親会経費は対象外</p>



スポーツ大会 助成対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場費</li> <li>○機材・バス等借上費</li> <li>○看板・ポスター等の制作費</li> <li>○資料印刷費            など、大会の開催に要する経費</li> </ul> <p>ただし、 <b>宿泊費、食糧費(弁当、飲料、懇親会経費等)は対象外</b></p>



スポーツ合宿等 助成対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場費</li> <li>○宿泊費</li> <li>○食糧費 (<b>懇親会に係る経費は対象外</b>)</li> <li>○機材・バス等借上費</li> <li>○看板・ポスター等の制作費</li> <li>○資料印刷費            など、合宿等の開催に要する経費</li> </ul>

## 改正2: 実績報告時の提出書類の見直し

助成対象経費の**領収書**もしくは**支払を証明する書類**又はそれらの写しが必要となります。

※領収書等の添付がないものは、対象経費から除外されます。

※領収書等の宛名は、助成金申請者と同一としてください。



## 改正3: スポーツ合宿等の限度額見直し

スポーツ合宿等の助成限度額が変わります。(スポーツ大会の助成限度額の変更はありません。)

県外参加者の延べ宿泊人数	助成金の限度額
50人未満	2万5千円
50人以上100人未満	5万円
100人以上200人未満	10万円
200人以上300人未満	15万円
300人以上400人未満	20万円
400人以上500人未満	25万円
500人以上	30万円



県外参加者の延べ宿泊人数	助成金の限度額
50人未満	2万5千円
50人以上100人未満	5万円
100人以上200人未満	10万円
200人以上300人未満	<b>20万円</b>
300人以上400人未満	<b>30万円</b>
400人以上500人未満	<b>40万円</b>
500人以上	<b>50万円</b>

※詳細は下記スポーツ振興課までお問い合わせください。

松山市スポーツ振興課	TEL 089-948-6822 FAX 089-934-1287
	メールアドレス sports@city.matsuyama.ehime.jp